

## 精巣内精子生検採取法等受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療に至る過程の一環として、精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、経皮的精巣上体内精子吸引採取法(PESA)又は精巣内精子吸引採取法(TESA)による手術を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

(印)

医療機関記入欄(主治医が記入すること。)

フリガナ						
受診者氏名	対象者			配偶者		
		生年月日	年 月 日 ( 歳)		年 月 日 ( 歳)	
今回の手術方法	1 TESE                      2 MESA                      3 PESA                      4 TESA					
	該当する番号に○を付けてください			精子回収の結果	1 得られた 2 得られずに治療中止	
今回の手術日	年 月 日 (精子を精巣等から採取するための手術を実施した日)					
領 収 金 額	[今回の手術にかかった金額(保険適応外)に限る。]					
	(領収書の日付)		年 月 日			
領収金額		円				
特定不妊治療を実施する指定医療機関名						

この証明書の記入に当たっては、下記の点にご注意ください。

- ・ 助成対象となる手術は、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、経皮的精巣上体内精子吸引採取法(PESA)又は精巣内精子吸引採取法(TESA)であり、医療保険が適応されないものに限り、平成28年4月1日以降に手術を実施したものに限り、助成対象となる手術は、平成28年4月1日以降に手術を実施したものに限り、助成対象となる費用は、医療保険が適応されない手術代及び精子凍結料(精子保存料・管理料は対象外)です。
- ・ 助成対象となる医療機関は、都道府県等特定不妊治療費助成事業の指定医療機関又は指定医療機関から紹介等をされた医療機関です。
- ・ 本医療費に係る助成金の申請をする場合は、特定不妊治療費助成の申請と同時に申請する必要があります。
- ・ 特定不妊治療費が対象とならなかった場合は、本医療費についても助成の対象となりません。

### 申請する方へ

この証明書の取り扱いについては、下記の点にご注意ください。

- ・ この証明書は、特定不妊治療を受ける指定医療機関で「特定不妊治療費助成受診等証明書」(第2号様式)を発行して頂く際に提示してください。
- ・ 助成対象となる手術は、平成28年4月1日以降に手術を実施したものに限り、助成対象となる費用は、医療保険が適応されない手術代及び精子凍結料(精子保存料・管理料は対象外)です。
- ・ 本医療費に係る助成金の申請をする場合は、特定不妊治療費助成の申請と同時に申請する必要があります。
- ・ 特定不妊治療費が助成の対象とならなかった場合は、本治療費についても助成の対象となりません。

※ 東京都(等)に申請した治療を申請する場合はこの書類は不要です。